

## 提案説明

### 【 市長提案説明 】

本日は、市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

臨時会開会にあたり、提出いたしました議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症関連の状況及び、現在の市のワクチン接種の取り組みについて、申し述べたいと思います。

昨年11月に、南アフリカ共和国で最初の感染例報告がなされた新型コロナウイルスの新しい変異株、「オミクロン株」は、これまでのアルファ株やデルタ株などよりも、高い感染力を持つとされており、世界中で猛烈な勢いで増え続け、今や主流となっております。

今年に入りまして、全国でこのオミクロン株の市中感染が爆発的に広がっており、三重県でも感染者が確認されるなど、国内全体の新規感染者が激増しているところです。

この桑名市においても1か月以上にわたり、感染者は1名も発生しておりませんでした。1月6日に3名の感染者が発生して以降、毎日のように感染者の確認が続いており、昨日発表分では、1日で18名もの感染者が発生する事態に至っております。

日本医師会会長は、こうした感染状況を「第6波に突入した」との見解を示しており、政府は、今月9日から、沖縄・山口・広島県において「まん延防止等重点措置」を適用するなど、感染防止策の強化を図っております。

三重県においては、今月8日に、「みえコロナガード」の第一段階である「感染拡大防止アラート」を発令したのに続き、昨日、第二段階である「感染拡大阻止宣言」を発令し、県境を越える移動や飲食人数の制限を求めるなど、強く警戒を呼び掛けております。

今後、桑名市においても、さらに感染が拡大する可能性があることも想定し、その動向を最大限注視するとともに、少しでも感染拡大を抑え、社会経済活動への影響を最小限にする必要があるものと考えております。

こうした状況のなか、今更申すまでもなく、コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をはじめ、手洗いや消毒、部屋の換気など、基本的な感染予防策の徹底は必須であり、加えて、「オミクロン株」にも有効とされるワクチン接種のさらなる促進が重要だと思っております。

本市では、希望される方への1回目、2回目のワクチン接種は、おおむね完了したものと考えておりますので、この感染拡大を抑制するためには、3回目接種を迅速に進めることが鍵であると考えております。

3回目接種の対象となるのは、2回目接種終了者のうち、原則8か月以上経過した18歳以上の人が対象となっておりますが、医療従事者など、一部対象者については、この経過を待たずに追加接種が出来る国から指針が示されました。

こうしたことから本市の接種スケジュールも前倒しして始まっており、すでに医療従事者の方への接種は、昨年12月から、高齢者施設の入所者等の方への接種は、まもなく開始する予定でございます。

また、65歳以上の高齢者への接種は、2月1日以降、2回目接種日から7か月以上経過した日から接種が可能となっております。

重症化が懸念される高齢者への接種を少しでも早めることは極めて重要であり、県にモデルナ社ワクチンの先行供給を要請することで、2月初旬の接種枠を大きく拡大させたいと考えております。これにつきましては、現在、県や医師会と調整しているところでございます。

そして、18歳から64歳の方については、2回目接種日から原則8か月以上経過した日から接種が可能で、4月以降に接種が始まる予定です。

接種券の発送時期につきましては、昨年6月から7月の間に2回目接種が完了した方、多くは65歳以上の高齢者の方になりますが、1月24日に接種券の発送を予定しております。

その後、昨年8月から9月の間に2回目接種を完了した方への接種券の送付は、2月下旬を予定しております。

3回目接種で使用するワクチンですが、これまで1回目、2回目の接種はファイザー社ワクチンの供給を受けて実施してまいりました。今後はファイザー社とモデルナ社でおおよそ50%ずつの供給予定となるため、先に述べましたとおり、モデルナ社ワクチンも使用いたします。

接種場所につきましては、先行接種するモデルナ社ワクチンについては、現在、市内医療機関と調整をしているところです。また、ファイザー社ワクチンは2月21日以降に市内61カ所の医療機関で接種が可能となる予定でございます。

予約方法につきましては、ウェブ予約やコールセンターのほか、一部医療機関では直接予約となります。

これまでと同様に、市民の皆様が、いち早くスムーズに安心して接種が受けられるよう、医師会や各医療機関と連携して進めてまいります。

昨日、岸田首相は、「大規模接種会場の再開」、「一般の3回目の接種前倒し」、「12歳未満の早期接種開始」などの方針を発表し、対応強化策を打ち出しております。

本市といたしましても、引き続き気を引き締めて市民の皆様を守るために、国から示されます指針等に、柔軟に対応できるよう、万全の接種体制を構築するとともに、より一層感染防止対策の徹底を図ってまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程となりました議案第1号「令和3年度桑名市一般会計補正予算（第13号）」につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算成立を受け、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付」について、速やかに準備にかかり、これを進めるため、民生費の増額をお願いするものでございます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、様々な困難に直面されている方々に対し、生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して、一世帯あたり10万円を支給してまいります。

このための給付費と、必要となる事務費を計上いたしました。

対象となる世帯数といたしましては、約1万5千世帯を見込んでおりますほか、支給の時期としましては、早急に予算措置を講じ、支給のための準備を進め、この3月には支給が開始できるよう、努めてまいります。

歳入につきましては、国庫支出金などで、今回の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付」に要する費用は、国が負担いたします。

なお、本事業につきましては、年度をまたいでの実施となりますことから、繰越明許費の設定も併せて行っております。

このほか、多度地区における小中一貫校整備事業に係る用地取得及び物件補償の契約行為について、令和3年度から令和4年度までの2カ年に渡って行うため、債務負担行為の設定をいたしました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の提案説明は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。

(会議録が正式な発言記録となります。)